

# 八潮市個人情報保護法施行条例骨子(案)の概要

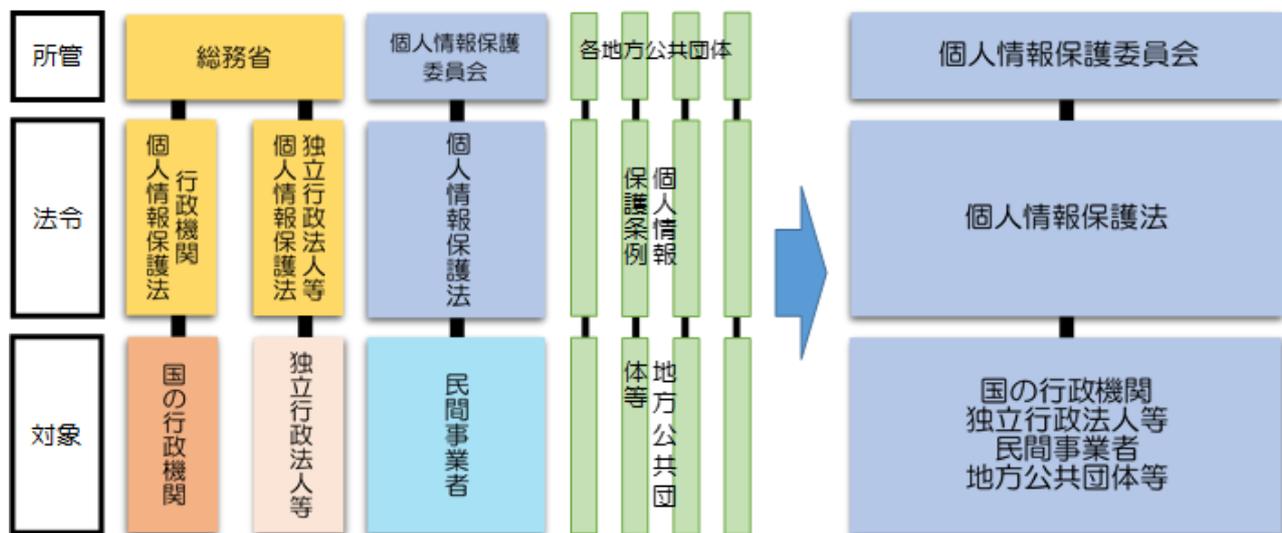
## 1 個人情報保護法の改正と八潮市への影響

これまで、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体はそれぞれ異なる規律に基づき個人情報保護制度の運用を行っていました。

令和5年4月1日から改正後の個人情報保護法が施行され、八潮市においても直接法の適用を受けることとなります。そのため、現行の八潮市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）を廃止し、個人情報保護法から条例に委任される事項や本市のこれまでの実績や実情に応じた仕組みを定めた「八潮市個人情報保護法施行条例」（以下「新条例」といいます。）の制定が必要となります。

【現 行】

【改正後】



## 2 条例に委任される事項とは？

改正後の個人情報保護法からの委任を受ける等して、市が新条例で定めることができる事項の主な例は、次のとおりです。

### (1) 新条例で定めることが想定され、委任規定が設けられている事項

- ① 本人開示等請求に係る手数料の設定（法第89条）
- ② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の設定（法第119条第3項及び第4項）

### (2) 新条例で定めることが許容されている事項

- ① 条例要配慮個人情報の内容（法第60条第5項）
- ② 個人情報ファイル簿の作成・公表に係る規定（法第75条）
- ③ 本人開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
- ④ 本人開示請求等の手続きに関する規定（法第83条及び第108条）
- ⑤ 審議会等への諮問（法第129条）

### 3 八潮市における今後の取扱いは？

#### (1) 新条例に委任される事項

##### ① 本人開示等請求に係る手数料の設定について

開示請求を行う者は、条例の定めにより実費の範囲内で手数料を納めなければならないとされています。手数料については、算定方法を工夫した適当な額とすることや手数料を徴収しないこととすることも可能とされています。

##### 【八潮市の取扱い】

現行条例では、「実費」のみ定めていましたが、新条例では、新たに「手数料」を設定します。「手数料」については無料とし、「実費」については、次の表のとおりとします。金額の変更はありません。

開示方法	現行条例		新条例	
	実費	手数料	実費	手数料
写しの交付 (紙)	A4用紙1枚当たり	設定 されて いない	A4用紙1枚当たり	無料
	白黒 10円		白黒 10円	
	カラー 50円		カラー 50円	
写しの交付(電 磁的記録媒体)	実費相当額		実費相当額	
閲覧、聴取又は 視聴	0円		0円	

##### ② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の設定について

行政機関等匿名加工情報とは、行政機関、独立行政法人等が保有する個人情報をもとに特定の個人を識別することができないよう加工し、かつ、その情報を復元できないようにしたものです。行政機関は行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集を行い、民間事業者等からの提案を審査し、加工した上でその情報を外部提供することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定める手数料を納めなければならないとされています。

##### 【八潮市の取扱い】

行政機関等匿名加工情報制度の実施については、都道府県及び政令指定都市は義務とされているものの、その他の地方公共団体については、当分の間は努力義務とされています。八潮市においては現行条例においても匿名加工情報制度に関する規定はありません。そのため、新条例では導入を見送ることとし、手数料に関しても規定しない予定です。

## (2) 新条例で定めることが許容されている事項

### ① 条例要配慮個人情報について

個人情報保護法では、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」としています。

改正後の個人情報保護法では、上記のもの以外にも、地域の特性その他の事情に応じ、条例で独自に要配慮個人情報を定めることができるとされています。これが「条例要配慮個人情報」です。

#### 【八潮市の取扱い】

現行条例における要配慮個人情報の定義は改正後の個人情報保護法による要配慮個人情報の定義と同等のものであるため、新条例では、条例要配慮個人情報は規定しない予定です。

### ② 個人情報ファイル簿の作成・公表に係る規定について

個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、

- ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構築したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）

または、

- ② 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構築したもの（手作業処理に係る個人情報ファイル）

を指します。

改正後の個人情報保護法では、ファイルに含まれる本人（当人の氏名、生年月日、その他の記述等により検索し得る者）の数が1,000人以上の個人情報ファイルについて、ファイル名や利用目的を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）の作成及び公表が義務化されています。

また、条例で定めるところにより、法で規定された個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成することも許容されています。

#### 【八潮市の取扱い】

現行条例では、ファイルに含まれる本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても個人情報ファイル簿を作成しています。新条例においても、人数に関わらず個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う予定です。

### ③ 本人開示等請求における不開示情報の範囲について

改正後の個人情報保護法で不開示としている情報が、地方公共団体の情報公開条例で定められている不開示情報と必ずしも同じではないことから、情報公開条例との整合性が保てない場合には、条例で不開示情報を定めることができるとされています。

#### 【八潮市の取扱い】

八潮市においては、現行の八潮市情報公開条例と改正後の個人情報保護法の規定に大きな差異はなく、八潮市情報公開条例と整合が図れない情報が生じることは想定されないため、新条例では不開示情報の範囲について規定しない予定です。

#### ④ 本人開示請求等の手続きに関する規定（開示等に係る日数）について

開示請求から開示決定までの期日及び開示決定に当たり期間延長が必要な場合における日数については、条例で定めることにより、それぞれ法定期間（請求から決定まで 30 日、延長 30 日）より短くすることは許容されていますが、当該期間を超えるような規定を置くことは許容されないとされています。

##### 【八潮市の取扱い】

新条例では、開示請求から開示決定までの期間を現行と同じ 15 日間とし、延長する場合は、現行より短い 30 日とする予定です。



#### ⑤ 審議会等への諮問について

改正後の個人情報保護法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができます。

※特に必要であると認めるときとは？

個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいいます。

##### 【八潮市の取扱い】

現在は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について審議するため「八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会」が常設されています。今後は、審議会へ諮問することができる事項が限定されるため、新条例では、個人情報保護法に規定する事項について意見を聴く必要がある場合に、随時設置する方向で検討しています。

現行条例における諮問→電子計算機の結合（オンライン結合）及び条例改正を行う場合

新条例における諮問 →個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合

### (3) その他

#### 現行条例からの変更点について

##### ■ 市の機関について

次の表のとおりとなります。

「議会」については、自律的な対応のもと、個人情報の適切な取扱いをされることが望ましいことから、改正後の個人情報保護法では適用対象外とされております。

このため、新条例においても議会は適用対象外となります。

現行条例	新条例
①市長 ②議会 ③教育委員会 ④選挙管理委員会 ⑤公平委員会 ⑥監査委員 ⑦農業委員会 ⑧固定資産評価審査委員会	①市長 ②教育委員会 ③選挙管理委員会 ④公平委員会 ⑤監査委員 ⑥農業委員会 ⑦固定資産評価審査委員会

##### ■ 個人情報の定義規定

改正後の個人情報保護法では、個人情報の定義について、「生存する個人に関する情報」と明記されています。現行条例においては、個人情報について生死の区分はありませんが、今後は、死者に関する個人情報は、個人情報の定義からは除かれることとなります。

ただし、死者に関する情報のうち、当該情報が生存する遺族等の個人に関する情報でもある場合には、「生存する個人に関する情報」として、保護の対象となります。

## 4 今後のスケジュール

条例改正に係る今後のスケジュールは次のとおりです。

令和4年					令和5年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	意見募集 ←→							
		意見公表 ←→		議案 提出				条例 施行